

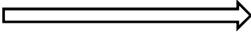
## 自転車通学について＜参考資料(令和5年度)＞

本校では、通学距離に関係なく自転車通学を許可制として認めています。そこで、学校生活において自転車を利用するにあたっては、交通ルールを遵守して安全に乗車するとともに、下記の事項を守ることを条件とします。

また、安全面から下記にある自転車通学の許可に関する条件を守らなかった場合や違反を繰り返した場合には、自転車通学の許可が取り消し又は停止となります。ご了承ください。

なお、学校でも充分指導を行います。ご家庭でもお子様の安全へのご協力をよろしくお願い致します。

### 自転車通学の許可に関する条件

- ・ 交通ルールを守る。  
(二人乗り・蛇行運転・飛び出し・傘さし運転などのルール違反をしない)
  - ・ 各自で自転車の安全点検を定期的に行う。
  - ・ 通学用自転車は普通自転車を使用する。   
(前かご、荷台がつき、両立スタンドであるもの)
  - ・ 自転車のハンドルを曲げたり、荷台を变形させたりする等の改造はしない。
  - ・ 自転車には、後輪の泥よけに、鑑札をはっきりと見えるようにつける。
  - ・ 必ずヘルメットを着用し、あご紐を緩めずにきちんと付ける。  
(ヘルメットは降りて自転車を押すときも着用する)
  - ・ 雨天のときは、上下別のズボン式の雨具を着用する。
  - ・ 駐輪する場合は、所定の位置にとめ、荷台にヘルメットを固定する。
  - ・ 駐輪場では、迷惑をかけないようにマナーを守る。
  - ・ その他、通学路走行など、学校で決められたルールを守ること。
- ※ 走行中に荷ひもが外れ、車輪に絡まり、事故や自転車の破損につながっています。  
荷台を使用する際は、ネット状の荷ひもやベルトでの固定が望ましい。



入学式の日には学級担任が自転車通学の許可願いを回収します。その際、クラス・番号を記入し提出してください。後日、安全点検時に鑑札(番号シール)をお渡しします。その鑑札を、登下校で使用する自転車に貼り付けてください。

ただし、入学式の翌日から4月当初に行う自転車一斉点検までは仮許可とします。一斉点検により、上記の自転車通学の許可に関する条件を満たしている場合に限り、点検の翌日から正式な許可となります。

なお、自転車が壊れた場合や買い替える場合は、学校(担任又は安全担当)に状況等(直すまでの期間や買い換えるまでの期間)を報告して下さい。また、自転車を替える場合は、安全担当に申し出て、新しい鑑札(230円)を購入して下さい。学校で行う自転車点検後、その自転車を使用することを許可します。

※安全点検時に配布される鑑札は、学校の教材費からの購入となります。そのため、再度、鑑札を取得する場合のみ、費用(230円)がかかります。ご了承ください。

※部活動や校外活動で自転車を使用する場合も、上記の条件での使用となります。

※登下校の通学路は、4月当初に行う安全集会で確認します。

※ヘルメットの安全保障期限は3年間になります。そのため、ヘルメットを購入せず知り合いや兄弟等から譲り受ける場合は、安全保障期限を確認の上、譲り受けて下さい。